

## 追 加 補 正 予 算 主 要 事 業 の 概 要

(一般会計)

**【国の総合経済対策に呼応する補正】**

(単位 : 千円)

項目・事業名	補正予算額	説明								
<b>I 物価高騰対策</b>	<b>5,156,218</b>									
1 ひとり親世帯生活支援特別給付金	260,000	<p>物価高騰等で厳しい状況にある低所得のひとり親世帯に対し、県独自の特別給付金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：①児童扶養手当受給者 ②家計急変者など</li> <li>・給付額：児童1人当たり2万円</li> </ul>								
2 L P ガス料金高騰対策事業	400,517	<p>L P ガスの料金高騰により影響を受けている県民、県内事業者の負担を軽減するため、L P ガス販売事業者を通じて、値引きによる支援を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援額：(家庭向け) 1世帯当たり 1,500円</li> <li>・(事業者向け) 1事業者当たり 使用量に応じた定額支援</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>月使用量</th><th>支援額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 m<sup>3</sup>未満</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>50 m<sup>3</sup>以上 300 m<sup>3</sup>未満</td><td>7,500円</td></tr> <tr> <td>300 m<sup>3</sup>以上</td><td>22,500円</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和6年8月～10月、令和7年1月～3月分の支援相当額</p>	月使用量	支援額	50 m <sup>3</sup> 未満	1,500円	50 m <sup>3</sup> 以上 300 m <sup>3</sup> 未満	7,500円	300 m <sup>3</sup> 以上	22,500円
月使用量	支援額									
50 m <sup>3</sup> 未満	1,500円									
50 m <sup>3</sup> 以上 300 m <sup>3</sup> 未満	7,500円									
300 m <sup>3</sup> 以上	22,500円									

項目・事業名	補正予算額	説明
3 特別高圧電気料金高騰対策事業	70,706	<p>電気料金高騰の影響を受けている特別高圧契約で受電する中小企業等の負担を軽減するため、電気料金の一部を助成するもの。</p> <p>・助成額：</p> <p>令和6年8月～9月分 2.0円／kWh 令和6年10月・令和7年1月～2月分 1.3円／kWh 令和7年3月分 0.7円／kWh</p>
4 事業者の未来への投資を応援する総合補助金	2,117,000	<p>物価高騰等による影響を乗り越え、生産性向上等につなげるため、県内事業者が創意工夫を凝らして取り組む設備投資に対して、幅広く補助金を交付し、支援するもの。</p> <p>・補助対象者：県内中小企業等 ・補助対象経費：売上増につながる新事業展開、事業分野拡大に必要な設備投資 　　生産性向上につながる設備投資 ・補助率：3／4 ・補助上限額：100万円 ※補助対象経費合計が25万円以上の事業が対象</p>

5	医療・福祉施設応援金事業	778,865	<p>物価高騰による経費の増加分を公定価格等により利用者に転嫁できない中にあっても、サービスを維持しながら運営を続けている医療・福祉施設に対し、応援金を支給するもの。</p> <p>(医療施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院：(72万円+病床数×5千円)／施設</li> <li>・有床診療所：36万円／施設</li> <li>・無床診療所(医科・歯科)：18万円／施設</li> <li>・訪問看護ステーション、助産所：10万円／施設</li> <li>・薬局、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科技工所：5万円／施設</li> </ul> <p>(福祉施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護、障害福祉、児童福祉施設等（入所施設）：36万円／施設</li> <li>・グループホーム等居住施設：18万円／施設</li> <li>・介護、障害福祉、児童福祉施設等（通所施設）：12万円／施設</li> <li>・介護、障害訪問・相談事業所：10万円／施設</li> <li>・委託里親、子ども食堂：5万円／施設</li> </ul>
6	私立学校応援金事業	15,540	<p>物価高騰により経費が増加する中で、教育活動を継続している私立中学校、高等学校、専修学校、各種学校に対し、応援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒数500人以上：72万円／学校</li> <li>・生徒数100～499人：36万円／学校</li> <li>・生徒数1～99人：10万円／学校</li> </ul>

項目・事業名		補正予算額	説明
7	木材等搬出経費高騰対策事業	1,200	<p>燃油価格等の高騰により、林業従事者の生産活動における経費負担が増大しているため、伐採した木材の搬出経費の一部を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助単価：運搬距離 20km 未満 300円／m<sup>3</sup></li> <li>　　運搬距離 20km 以上 600円／m<sup>3</sup></li> </ul>
8	貨物自動車運送業支援事業	380,380	<p>燃油価格高騰により、物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安定した貨物輸送の維持を図るため、支援金を支給するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通貨物自動車：3万円／台</li> <li>・小型貨物自動車：2万円／台</li> <li>・軽貨物自動車：1万円／台</li> </ul>
9	配合飼料価格等高騰緊急支援事業	1,001,060	<p>配合飼料価格等の高騰により、経営が厳しい状況にある畜産農家に対して、畜産経営の維持を図るため、飼料購入経費の一部を助成するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配合飼料補助：2,500円／t</li> <li>・粗飼料補助：乳用牛 18,000円／頭 　　　　　　　繁殖牛 9,000円／頭 　　　　　　　肥育牛 3,600円／頭</li> </ul>

10	漁業経営セーフティーネット加入促進支援事業	130,950	<p>飼料価格高騰に対応するため、県内の養殖業者が、国が構築する漁業経営セーフティーネット（養殖用配合飼料）に加入する際に、必要となる養殖業者負担分の一部を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象：「漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）」に加入する養殖業者</li> <li>・補助額：養殖業者の積立金の1／2</li> </ul>
<b>II 防災・減災、国土強靭化の推進</b>		<b>14,800,907</b>	
1	造林・治山関係	73,087	<p>①造林事業 間伐、植栽等の森林整備に対して補助するもの。(県内一円)</p> <p>②治山事業 荒廃渓流の侵食や崩壊を防止するため、治山ダムを整備するもの。 (さぬき市寒川町石田東字板ノ尾)</p>
2	土地改良関係	2,171,252	<p>①県営地すべり対策事業 県が管理する地すべり防止区域において、地すべり防止施設を整備するもの。 (四海第三期地区)</p> <p>②経営体育成基盤整備事業 経営体の育成を図りながら生産基盤整備を行うもの。(田中北部地区 外)</p> <p>③県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 老朽化した農業用用排水施設の機能保全対策を実施するもの。 (満濃池幹線2期地区)</p>

項目・事業名	補正予算額	説明
		<p>④県営ため池等整備事業（一般型） 老朽ため池の堤防決壊、災害発生を未然に防止するもの。（坂折池 外）</p> <p>⑤県営ため池等整備事業（地域ため池総合整備事業） 地域に所在する複数のため池を対象に一体的に整備を行うもの。（長尾地区 外）</p> <p>⑥県営ため池緊急防災対策事業（耐震性点検調査） 耐震性が不明なため池の耐震性を調査するもの。</p> <p>⑦ため池保全管理センター支援事業 下流に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池の劣化状況を調査するもの。</p> <p>⑧ため池監視・管理体制強化事業 決壊等による災害の未然防止を図るため、ため池管理者等が遠隔監視を行う水位計や監視カメラの導入を支援するもの。（高松市地区 外）</p> <p>⑨中山間地域総合整備事業 中山間地域の特色を活かした総合的な整備を実施するもの。（植田地区 外）</p> <p>⑩農業体質強化基盤整備促進事業 市町等が実施する小規模な農業生産基盤整備へ支援するもの。（前池導水路 外）</p>
3 漁港関係	40,140	<p>①市町離島特定漁港漁場整備事業 漁港及び漁場を総合的に整備するもの。（伊吹漁港）</p> <p>②水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設の長寿命化を図るもの。（庵治漁港）</p>

4	道路関係	5, 344, 913	<p>①道路改築事業 高規格道路において道路改良を実施するもの。(円座香南線)</p> <p>②道路整備交付金事業 主要幹線道路等において道路改良等を行うもの。 (国道 438 号、観音寺佐野線 外 66 箇所)</p> <p>③道路メンテナンス事業 道路施設の老朽化対策工事を行うもの。 (観音寺池田線、国道 377 号 外 56 箇所)</p> <p>④道路環境改善事業 交通安全のため、歩道等の交通安全施設等の整備を行うもの及び快適な道路空間の改善のため、電線共同溝等の整備を行うもの。 (高松王越坂出線、土庄福田線 外 29 箇所)</p> <p>⑤道路災害防除事業 道路上の土砂災害の発生等を防止するための対策工事を行うもの。 (志度山川線、粉所西中徳線、志度小田津田線)</p> <p>⑥直轄国道改築費負担金 国が実施する道路改築工事等費用について負担するもの。 (国道 11 号大内白鳥バイパス等)</p>
5	河川砂防関係	5, 144, 890	<p>①広域河川改修事業 護岸工事など河川の整備工事を行うもの。(本津川 外 7 河川)</p> <p>②津波等対策河川事業 地震・津波対策に伴う護岸工事等を行うもの。(相引川 外 3 河川)</p> <p>③統合流域防災河川事業 河川の拡幅に伴う護岸工事等を行うもの。(一の谷川 外 2 河川)</p>

項目・事業名	補正予算額	説明
		<p>④河川管理施設修繕事業 河道掘削を行うもの。(綾川 外 9 河川)</p> <p>⑤河川メンテナンス事業 河川管理施設の老朽化対策工事を行うもの。(相引川 外 21 河川)</p> <p>⑥ダム開発事業 ダム整備を行うもの。(長柄ダム、五名ダム)</p> <p>⑦ダムメンテナンス事業 ダム管理施設の老朽化対策工事を行うもの。(吉田ダム 外 4 ダム)</p> <p>⑧砂防事業 砂防堰堤等の整備を行うもの。(東大谷南川 外 28 箇所)</p> <p>⑨地すべり対策事業 地すべりの発生防止のための対策工を行うもの。(唐櫃地区)</p> <p>⑩総合流域防災砂防事業 土砂災害警戒区域等の看板設置工事及び土砂洪水氾濫対策の検討を行うもの。 (県内一円)</p> <p>⑪急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地における崩壊防止のための対策工を行うもの。(桃山地区 外 3 箇所)</p> <p>⑫津波等対策海岸事業 地震・津波対策に伴う水門工事を行うもの。(白方海岸)</p> <p>⑬直轄河川改修費負担金 国が実施する河川改修工事費用について負担するもの。(土器川)</p>

6	港湾関係	1,210,575	<p>①津波等対策港湾海岸事業 地震・津波対策に伴う護岸工事等を行うもの。(高松港海岸 外11港海岸)</p> <p>②港湾メンテナンス事業 港湾施設の老朽化対策工事を行うもの。(大部港)</p> <p>③海岸メンテナンス事業 海岸保全施設の老朽化対策工事を行うもの。(志度港海岸)</p> <p>④直轄港湾改修費負担金 国が実施する港湾改修工事費用について負担するもの。(高松港朝日地区)</p>
7	都市計画関係	816,000	<p>①街路整備交付金事業 街路の整備を行うもの。(柞田川右岸線)</p> <p>②街路環境改善事業 街路の無電柱化を行うもの。(丸亀駅原田線、福岡三谷線)</p> <p>③サンポート高松地区都市再生整備事業 都市再生整備を行うもの。(サンポート高松地区)</p>
8	下水道関係	50	<p>①流域下水道事業補助金 流域下水道事業（企業会計）が実施する、下水道施設の耐震補強に係る経費を補助するもの。</p>

項目・事業名	補正予算額	説明
<b>III その他の補正</b>	<b>231,310</b>	
1 花粉の少ない苗木の生産拡大事業	1,450	<p>花粉症対策として、花粉の少ないスギ・ヒノキの苗木の種子の安定供給を図るため、森林センターの採種園の造成を行うとともに、先進地調査等を実施するもの。</p> <p>(国10／10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少花粉原種苗木植栽のための採種園造成に要する経費</li> <li>・少花粉品種の増産に向けた調査等に要する経費</li> </ul>
2 地籍調査事業	201,660	<p>国土調査法に基づき、社会資本整備等の基盤となる地籍の明確化を図るため、市町において実施する地籍調査の経費の一部を負担するもの。</p> <p>・負担割合：国1／2、県1／4、市町1／4</p>
3 公園施設等の国際化等整備事業	28,200	<p>国の交付金を活用し、瀬戸内海国立公園（御殿山園地、屋島園地 外）における防護柵の改修等を行うもの。</p> <p>・補助率：国1／2</p>

(企業会計)

(単位：千円)

会 計 名		補正予算額	説 明
流域下水道事業	資本的支出	136,000	○建設改良費 136,000 (現計 1,612,209)
	計	136,000	
合 計		136,000	